

77	建設局	無電柱化の推進																				
事業概要	<p>無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図ることを目的とした事業である。</p> <p>既設の都道における無電柱化とともに、都道の新設・拡幅にあわせて無電柱化を進めている。</p> <p>また、面的な広がりを持った無電柱化の推進に向け、区市町村道の無電柱化事業に対する補助制度を拡充し、区市町村の無電柱化も進めている。</p>																					
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化は、昭和61年度から事業を進めており、事業の実施にあたっては、都が直接実施する他に、一部事業を(公財)東京都道路整備保全公社に委託するとともに、電線管理者の既存管路等を活用した委託も進めている。</li> <li>・平成29年9月に無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした「東京都無電柱化推進条例」が、都道府県で初めて施行された。</li> <li>・あわせて、都が管理する都道及び指定区間外国道を対象とし、道路法第37条第1項の規定により電柱の新設を禁止した。</li> <li>・本条例に基づき、今後10年間の方針や目標を定めた「東京都無電柱化計画」を平成30年3月に策定した。本計画では、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状七号線の内側エリアまで拡大し、対象路線全線で事業着手するとともに、第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに重点整備路線に位置づけるなど、一層の防災性の向上を図っていくことを定めた。</li> <li>・区市町村道の無電柱化事業促進のため、平成20年度より区市町村補助制度を創設し工事費等の財政支援とともに、実物大モデルを活用した実践的な研修等の技術支援も行っている。また、平成29年度から新たに「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村への支援を拡充した。</li> <li>・平成29年度から引き続き、11月10日の「無電柱化の日」に合わせて、知事も参加する啓発イベントを展開し、広く都民に無電柱化の意義や効果をPRした。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、啓発イベントの開催を見送る予定である。</li> <li>・無電柱化のコスト縮減に向けて、電力事業者や通信企業者等と検討会を設置し、電線共同溝の材料の見直しや特殊部のコンパクト化など技術的な検討を進め、令和2年4月に技術基準である「東京都電線共同溝整備マニュアル」を改定した。</li> </ul> <p>○都道における無電柱化の整備状況（令和元年度末現在）</p> <table border="1" data-bbox="363 1547 1297 1742"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備対象延長(km)</th> <th>整備済延長(km)</th> <th>地中化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>1,288</td> <td>783</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>  うちセンター・コア・エリア</td> <td>536</td> <td>528</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>多摩</td> <td>1,040</td> <td>203</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>2,328</td> <td>986</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>			整備対象延長(km)	整備済延長(km)	地中化率(%)	区部	1,288	783	61	うちセンター・コア・エリア	536	528	99	多摩	1,040	203	20	全体	2,328	986	42
	整備対象延長(km)	整備済延長(km)	地中化率(%)																			
区部	1,288	783	61																			
うちセンター・コア・エリア	536	528	99																			
多摩	1,040	203	20																			
全体	2,328	986	42																			

